

## C F T ニュース & 息抜き（4月）

全日本コーヒー公正取引協議会（コーヒー公取協）に寄せられた問い合わせなどを、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

### 1. 2024年3月の気になる問合せ

- (1) 北海道の有機食品販売業者である、当社は大豆を焙煎し「大豆コーヒー」として販売しているが、保健所から「大豆コーヒー」名称については全日本コーヒー公正取引協議会に確認するよう指摘された。ネットをみるとタンポポコーヒーや大豆コーヒーなどいろいろある。コーヒー公正競争規約も見たがこれは会員が遵守すべきことで我々は拘束されないのではないか。通常問合せる農林水産省からは何も言われていない。大豆コーヒー名称のどこがいけないのか。

⇒ コーヒー公正競争規約は、コーヒー公取協会員が食品表示法や景品表示法等の関係法令を遵守した上で、消費者利益のため上乗せ表示としてしているものです。

コーヒー公正競争規約はレギュラーコーヒーやインスタントコーヒーについてコーヒー100%を求めています。コーヒーでないものをコーヒー名称で販売することは認めていません。

日本政府は、通常国会において「2022年国際コーヒー協定」を全会一致で批准しており、協定第29条(1)は「加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため他の産物を、コーヒーに混合し、又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十五パーセント未満であるような製品をコーヒーの名称によって販売し、及び宣伝することを禁止するよう努める。」としています。

コーヒー協定は外務省HPに掲載されており、SDGsがいわれる現在、先進国の日本国が途上国産品であるコーヒーについて、コーヒー名称を借用使用するのはいかがなものか、という趣旨の説明をしています。

(2) レギュラーコーヒーを販売している。納入先より「品名 レギュラーコーヒー（粉）」と記載しないと食品表示法に触れるのではないかといわれ、電話した。「粉」表示は義務か。

⇒ 「品名 レギュラーコーヒー（粉）」の「粉」の表示は食品表示法には定められていません。この表示は消費者誤認購入を防ぐためのコーヒー公正競争規約の定めで、コーヒー公正取引協議会会員の上乗せ表示です。消費者視点に立った表示をお奨めします。

## 2. 中国のコーヒー消費、日本の女性の地位

最近、某メディアは中国のコーヒー消費の伸長を報じていた。中国はアヘン戦争の原因になったお茶の大生産国であり、大きな蓋つき茶碗に茶葉を入れ喫茶する場を見た方もいらっしゃるでしょう。

近年、中国の若者はカフェを利用するほか、家庭でも茶よりコーヒーを飲む傾向にあると伝えられています。カフェは外資系、民族系共に拡大しているとのことなので、利用者が多いということでしょう。中国人口の約半分の7億人が都市部とのこと。日本の年間1人当たり消費量3.7kgの半分以下の1.5kgを将来、中国の都市部の方々が消費するとみると、年間コーヒー総消費量は105万トンとなり、日本の倍以上の消費量となります。現在の中国のコーヒー生産は10万トン程度ですから国内需要は満たせません。USDAは現在の中国のコーヒー消費量は30万トン程度と見ています。同国のコーヒー消費が拡大すると世界のコーヒー市場に与えるインパクトは極めて大きいものです。加えて、気候変動はコーヒー生産を困難にしつつあり、いろんな側面からコーヒー価格上昇は避けて通れないように感じます。

ところで、CFT子は事情があり1週間休んでいました。その時に百人一首（「編纂が開く小宇宙」：田淵句美子：岩波新書）を読みましたが、大変面白く楽しく、かつ考えさせられました。田淵先生によれば、「百人一首」には恋歌が四十三首あるが、明治期にこれが問題視され、恋歌は全て削除しほかの歌に差し替えたものが作られたそうです。その心は女子教育に恋歌が多い「百人一首」は教育上よろしくない、ということにあったようです。

明治15年までの日本では妻と妾は共に二親等で戸籍に併記することが許されていましたが、不平等条約改正上、戸籍に妻妾同記は不味いとなり改正されたとのこと。大河ドラマでも道長が後の紫式部に「妾になれ」と迫るところがありましたが、拒絶しています。平安時代でも妾はつらい立場だったので

しょう。日本の歴史では多くの女性が苦界に入り、苦しんでいた様子うかがえます。今から見れば、欧米に対し恥ずかしいとするなら、明治から 1958 年までの政治家の多くがなぜ廃娼を訴えなかったのかと思います。

春から始まった NHK の朝ドラ「虎に翼」の主人公は法曹に進むため頑張っていますが、世間、特に男の無理解が描かれています。これまでは法律を作るのが男性でしたが、これからは女性が中心になっていくでしょうから法律も変わってくるでしょう。最高裁の女性判事は渡邊判事、岡村判事、宮川判事の 3 名ですが、更に増えるでしょうね。